

# ご存知ですか？ 児童扶養手当

児童扶養手当は、ひとり親家庭またはそれに準ずる家庭の児童が健やかに成長できるよう生活の安定と自立の促進のため支給されます。

※ 児童扶養手当における児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者を言います。

## 受給資格は？

- ① 父母が離婚（事実婚・内縁関係の解消を含みます）
- ② 父または母が死亡
- ③ 父または母が政令に定める程度の障害の状態にある
- ④ 父または母が生死不明
- ⑤ 父または母が1年以上遺棄している
- ⑥ 父または母が1年以上拘禁されている
- ⑦ 未婚の子
- ⑧ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた

## 手当が申請できないのは？

- ① 離婚（事実婚・内縁関係の解消を含む）したが、一緒に住んでいる
- ② 対象となる児童を監護・養育していない
- ③ 対象となる児童が、児童福祉施設等（保育所を除く）に入所している
- ④ 対象となる児童が婚姻、または事実婚・内縁関係等の状況にある
- ⑤ 受給要件を遺棄で申請する場合、申請時、申請前1年の間に父または母から連絡等があった
- ⑥ 受給要件を拘禁で申請する場合、父または母が拘禁を解除された
- ⑦ 請求者及び児童が、住民票に登録している住所で生活していない

## 手当の額は？

手当の額は、請求者又は配偶者及び扶養義務者（同居もしくは同敷地内に居住している請求者の父母兄弟姉妹など3親等以内の方）の前年の所得（1月から9月の間に、請求書を提出される場合は、前々年の所得）によって、全部支給、一部支給、全部停止（支給なし）が決まります。

扶養義務者については、住民票が同一であるだけでなく、社会通念上の同居状況（一時出稼や入院等）によって扶養義務者にあたるかを判断します。

また、年金を受給している場合は、児童扶養手当が年金額より高い場合のみ差額を支給します。

裏面もご参照ください

## 所得制限限度額（令和6年11月改定）

単位：円

扶養親族（等）の数	受給資格者本人				扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者	
	全部支給		一部支給		収入額 （目安）	所得額
	収入額 （目安）	所得額	収入額 （目安）	所得額		
0人	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1人	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2人	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3人	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4人	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5人	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000

○表示額未満で判定します。 ○受け取られた養育費の8割分は所得に加算されます。

○所得額：年間収入金額-必要経費(給与所得控除額など)+養育費(8割)-8万円-諸控除

○受給者本人の所得制限額については、同一生計配偶者(70歳以上)または老人扶養親族1につき10万円、特定扶養親族または控除対象扶養親族(16~19歳未満)1につき15万円が加算されます。

## 手当月額（令和8年4月改定）※手当月額は物価の変動に合わせて毎年見直されます。

### (1) 全部支給の場合

児童1子目	月額 48,050円
児童2子目以降	月額 11,350円 を加算した額

### (2) 一部支給の場合

児童1子目	月額 48,040円 ~ 11,340円 48,040円-{(受給者所得-全部支給所得制限限度額)×0.0264029} ※10円未満四捨五入
児童2子目以降	月額 11,340円 ~ 5,680円 を加算した額 11,340円-{(受給者所得-全部支給所得制限限度額)×0.0040719} ※10円未満四捨五入

## 手当の支給月は？

奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月）の11日に、前月までの手当を指定金融機関の口座に振り込みます。

※11日が金融機関休業日の場合は、その前の営業日が支給日になります。

※支給認定された場合、申請月の翌月が支給開始月となります。

## その他の大切なこと

○必要がある場合は、申告内容を確認するために本人、対象児童、そのほか関係者へ実態調査を行う場合があります。その際、民生委員へ情報提供する場合があります。

○虚偽の申告をした場合は、支給した手当を返還して頂く場合があります。（児童扶養手当法第23条）

○偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されます。（児童扶養手当法第35条）